

令和8年度

人員輸送車(支援車Ⅲ型)

仕様書

黒川地域行政事務組合

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 法的な適合条件	1
3 装備品等	1
4 契約	1
5 承認図書	2
6 完成図書	2
第2章 車両の仕様	3
1 基本的事項	3
2 主要諸元	3、4
3 装備品及び装置	4、5
4 艤装	6、7
5 塗装等	7
6 標示文字等	8
7 無線装置等	9
第3章 検査	9
1 中間検査	9
2 完成検査	9
第4章 引渡し	10
1 引渡期限	10
2 引渡場所	10
第5章 保守・保障	10
1 車両の保証期間	10
2 事故防止	10
3 提出書類	10、11
4 技術指導	12
第6章 補足	12

第1章 総 則

1 目的

この仕様書は、令和8年度に黒川地域行政事務組合（以下、「当組合」という。）が発注する、人員輸送車（支援車Ⅲ型）（以下、「本車両」という。）について、必要な事項を定める。

2 法的な適合条件

本車両は、この仕様書に定めるもののほか、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）及び関係法令等に適合し、緊急自動車としての承認が得られるものであるとともに、「消防車両の安全基準」（平成19年5月14日消防消第80号）などの規格に適合するものであること。

3 装備品等

車両取付品、装備品及び付属品は、すべて新規製品で十分な強度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであるとともに、関係機関が行う認定、検定並びに検査を必要とするものについては、それに合格したものであり、操作、点検整備が容易であること。

4 契約

(1) 契約にあたっては、本仕様書の不明な点を事前に当組合へ質疑し、内容を熟知のうえ、了承して締結するものとし、契約以降の質疑については、当組合の解釈又は判断に従うものとする。

(2) 当組合と受注者が協議した後、製作工程表等（以下、「承認図書」という。）を作成し、当組合の承認を受けた後に製作すること。

また、やむを得ない事由の発生により、本仕様書又は承認図書の内容を変更する必要があるとき、又は不明な点が生じた際には、必ず事前に当組合へ連絡し、必要な指示を受けるとともに、その内容について双方が確認書等を取り交わし、誤りがないよう万全を期すること。

(3) 設計及び製作にあたっては、特許その他の利権上の事項に十分に注意し、支障が生じた際には、受注者においてその責任を負うこと。

5 承認図書

受注者は、本車両の製作に先立ち、当組合と十分な打ち合わせを行い、艤装設計の承認のため、次に掲げる内容を満たす承認図書をA4版ファイルに綴り、2部提出するものとする。

- (1) 製作工程表（中間検査、完成検査の予定日を明記すること。）
- (2) 車両5面図
- (3) 艤装外観5面図
- (4) 諸元明細表（車両・艤装）
- (5) 主要部品図
- (6) 電気系統図及び配線図
- (7) 車両旋回走行軌跡図
- (8) キャブ内機器配置及び改造図
- (9) 装備品・取付品・付属品一覧表（品名、数量、販売元又は製造元を明記。）
- (10) その他当組合が指示するもの

6 完成図書

受注者は、完成した本車両を納入するにあたって、次に掲げる内容を満たす完成図書をA4版ファイルに綴り、2部提出するものとする。

また、外国製品を艤装、又は、積載した場合は、慣例的に用いる外来語を除き、言語表示はすべて日本語とすること。

- (1) 自動車検査証（写し）
- (2) 自動車損害賠償責任保険証書（写し）
- (3) 完成図（スケール 1/20）
- (4) 車両取扱説明書
- (5) 艤装取扱説明書
- (6) 社内試験成績表
- (7) 改造自動車等審査結果通知書
- (8) 完成写真（5面）
- (9) 装備品・取付品・付属品一覧表（品名、数量、販売元又は製造元を明記。）
- (10) 指定サービス工場一覧
- (11) その他当組合が指示するもの。

第2章 車両の仕様

1 基本的事項

- (1) 本車両に使用する車両は、現行の基準排出ガスレベルを達成した原動機を使用し、かつ、艀装開始前3ヶ月以内に製造されたものとし、本仕様書において指定された装備品以外のものについては、純正品として製造元が公認する物品が装備されているものであること。
- (2) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分に耐え得るものであること。
- (3) 乗車定員は24名以上とし、安全に乗車できる座席が設けてあり、座席の一部を着脱又は跳ね上げができるものとする。
- (4) 車両後部に消防隊用活動資機材等その機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、必要な固定装置を備えていること。
- (5) 車両後部は隊員が容易に消防隊用活動資機材等を積み降ろしすることのできる扉を有すること。
- (6) 消防隊用活動資機材等への電源供給のため、AC100Vの電源コンセントを設けること。
- (7) 車内後部には、荷物固定用のD環を左右4箇所へ設けること。

2 主要諸元

本車両は、消防車両として必要な艀装を施すものであり、その構造は、振動及び衝撃等に十分耐え得るものとする。また、緊急時の使用条件に対して、安全かつ高い安定性を保持するものであることとし、主要諸元は次のとおりとする。

- (1) 乗車定員 24名以上
- (2) 車両寸法
 - ア 車両全高 3, 200mm以下(アンテナを除く。)
 - イ 車両全長 7, 200mm以下
 - ウ 車両全幅 2, 100mm以下
 - エ 最大積載量 500kg未満
 - オ 最小回転半径 7.5m以下
 - カ ホイールベース 3, 600mm以上4, 000mm以下
- (3) 室内寸法
 - ア 室内長 6, 230mm以上
 - イ 室内幅 1, 840mm以上
 - ウ 室内高 1, 840mm以上
- (4) 原動機 ディーゼルエンジン

- (5) 総排気量：2,500CC以上
- (6) 最大出力：150PS以上
- (7) 最大トルク：420N・m以上
- (8) 駆動方式：4輪駆動
- (9) 変速装置：オートマチック・トランスミッション
- (10) 操舵装置：右ハンドルパワーステアリング
- (11) 安全装置：アンチロックブレーキ、SRSエアバック
- (12) 燃料タンク：70リットル以上
- (13) 燃料：軽油

3 装備品及び装置

別表に掲げるほか、次のとおりとする。なお、詳細な取り付け位置、方法等は落札後当組合との協議により決定する。

- (1) 前照灯
 - ディスチャージヘッドランプ又はLEDヘッドランプ
- (2) フォグランプ
- (3) 路肩灯
- (4) 室内灯
- (5) バッテリー
 - ア 赤色警光灯及びその他の灯火類並びに全ての機能を同時に使用しても維持できる容量を有し、点検整備が容易に行える構造であること。
 - イ 納入までの間に容量低下が見られた場合は無償で交換すること。
- (6) オルタネーター
 - 車両バッテリーを電源とする赤色警光灯及びその他の灯火類並びに全ての機能をアイドリング状態で同時に使用しても賄える発電量を有するものとする。
- (7) 座席
 - ア リクライニング機能を有すること。
 - イ 補助席は、跳ね上げ式とする。
 - ウ 運転席、助手席及び補助席を除く、各座席背面にドリンクホルダーを取り付けること。
 - エ 運転席、助手席及び補助席を除く、各座席背面に収納用ネットを取り付けること。
- (8) 車両側面ドア
 - 助手席側にスイング式の乗降用ドアを有しており、運転席からの遠隔操作で開閉が可能であるとともに、手動切替が可能であること。

- (9) オートエアコン
- (10) リアエアコン
 - ※ただし、オートエアコンで車内全体の空調管理をできる場合は取り付け不要とする。
- (11) フロントアンダーミラー
- (12) 換気扇
- (13) GPSカーナビゲーションシステム
 - 車内の運転席及び助手席から操作が容易に行える場所に取り付けること。
- (14) リヤビューカメラ
 - 車両後端に取り付けし、運転席からカメラ映像を確認できること。
- (15) ドライブレコーダー
 - フロントガラス上部の運転に支障のない位置に取付けること。
- (16) ETC車載器
 - GPSカーナビゲーションシステムと連動させ、運転室内に取り付けること。
- (17) タイヤ
 - ラジアルタイヤを装着し、スペアタイヤも同様のサイズを1本付属すること。
- (18) カーテン
 - 左右側面窓に取り付けること。
- (19) 窓ガラス
 - 運転室以外の窓ガラスについては、プライバシーガラスまたは濃色グレーガラスとすること。
- (20) 車両後部扉
 - 車両後部に観音開き式扉を設け、扉のガラスは濃色グレーガラスまたはスモークフィルム等を張り付けること。
- (21) 車両後部ステップ
 - 後部ドア下部に格納式ステップを取り付けること。
- (22) 泥除け

4 艀装

本車両の艀装にあたっては、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に適合するもの又は同等以上の強度及び耐久性を有する新規製品を使用するほか、防錆及び防水性を図るよう努めて堅牢な材料を用いて艀装すること。また、各製品の性能を十分に発揮できるように設置し、電装関係にあつては、配線を内装の内側に隠蔽すること。その他の事項については別表に掲げるほか、次のとおりとし、詳細な取り付け位置、方法等は落札後当組合との協議により決定する。

（1）消防隊活動資機材用資機材収納スペース

ア 資機材積載スペースの床面は、雨天時等の活動で室内が濡れても滑りにくいアルミ縞板張りとし、水洗い等に耐える十分な防水処置を施し後部座席側へ水が流れ出ない構造とすること。

イ 資機材積載スペースの窓ガラスには保護棒等を必要数取り付けすること。資機材積載スペースに、急発進・急停車時にも資機材が荷崩れや落下等がないように、床面及び側面に固定用ロープフック（埋込式）を設け、これに合わせた固定用ベルトを付属すること。

（2）LED散光式赤色警光灯

スピーカー一体型をキャビン上部に取り付けること。

（3）標識灯

色は黄色とし、車外から容易に確認できるルーフ位置に取付け、スモールランプと連動させること。（LED散光式赤色警光灯が標識灯と一体型の場合は取り付けを要しない。）

（4）電動サイレン

走行に支障がない場所に取り付け、操作ボタンにあつては運転席及び助手席から容易に操作できる位置に取り付けること。（LED散光式赤色警光灯と一体型の場合は取り付けを要しない。）

（5）電子サイレンアンプ

右左折後退時に音声で警告する機能を有し、LED散光式赤色警光灯及び電子サイレンと連動したものを、運転席及び助手席から容易に操作できる位置に取り付けること。

(6) LED点滅式赤色警光灯

光度の差異を減らすため、LED散光式赤色警光灯で取付けた物品と同一メーカーとし、車両前面下部（2個）フロントバンパーサイド（2個）及び車両後面上部左右（2個）車両側面左右各（2個）に発光面が垂直となるように取り付け、操作ボタンにあつては運転席及び助手席から容易に操作できる位置に取り付けること。

(7) LED照明灯

車両後面上部（各1個）車両側面上部（各2個）発光面が垂直となるように取り付け、操作ボタンにあつては、運転席及び助手席から容易に操作できる位置に取り付けること。

(8) 消防章

フロントグリル中央に直径150ミリ程度の消防章（関東式）を取り付けること。台座を設置する場合は、車体と同一の朱色で塗装を行うこと。

(9) 旗用ポールスリーブ

キャビン助手席側上部にステンレス製ポールスリーブを取り付けること。

(10) ABC消火器6型

活動の支障とならない位置にABC消火器6型を設置すること。

(11) AC100V電源

AC100V電源コンセント5口（インバーター1000w相当）を車体内部に設置すること。

(12) 電装品のヒューズボックスは点検、交換が容易な位置に取り付け、各ヒューズに容量及び、配線名称を記載すること。

(13) 標準仕様を除くキャブ内の各電装品のスイッチには、銘板を取付け、ON/OFF等を明記すること。

(14) 車内後部床面の当組合が指定する位置に荷物固定用のD環を左右4箇所へ設けること。

(15) 車両のバッテリーへ外部から充電可能な装置を取り付けること。

5 塗装等

車体の塗装は次のとおりとすること。

(1) 鋼板部分の錆を落とし、油類の洗浄、下地処理等の必要な工程を完了させ、消防自動車用朱色にて吹付塗装を行い、十分な乾燥後、磨き仕上げを行うこと。

(2) ホイールは塗装しないこと。

(3) キャブ内はメーカー標準仕様とする。

(4) 車体は、錆及び腐食防止のため、防錆処理（ジーバート）を施すこと。

6 標示文字等

標示文字等は次のとおりとし、詳細な位置等は落札後当組合との協議により決定する。

(1) 標識灯

書名 「黒川人員輸送 1」
字色 黒色
書体 丸ゴシック体
書き方 左書き

(2) 前面

書名 「黒川人員輸送 1」
字色 白色
書体 丸ゴシック体
書き方 左書き

(3) 両側

書名 「黒川人員輸送 1」「黒川地域消防」「宮城県」
字色 白色
書体 丸ゴシック体
書き方 左書き

(4) 後部

書名 「黒川地域消防」「緊急消防援助隊マーク」
字色 白色
書体 丸ゴシック体
書き方 左書き

(5) 車上

書名 「宮城県 黒川人員輸送 1」
字色 白色
書体 丸ゴシック体
書き方 左書き

(6) 左右前席ドア 書名 組合章（詳細別途指示）

(7) 車両の前部及び後部へ再帰性に富んだ反射材を用いて表示を施すこと。

7 無線装置等

当組合が指定する業者及び機種とするもの。また、AVM装置については、別途協議の上、指示するもの。

- (1) 機器の設置については運転に支障がなく容易に操作できる位置に取り付けること。
- (2) 必要なデータの入力及び無線局免許を受けること。
- (3) 配線は容量及び長さには十分な余裕をとり、フレキシブル管等により露出しない構造とし、貫通部、接続部等の保護、防水は完全に施すこと。
- (4) 電源は、スターターキーが「切」の状態であっても通電できるように、切り替えスイッチを設けること

第3章 検査

1 中間検査

本車両の艤装の途中において、艤装の状況等が本仕様書及び承認図書に定める条件に適合するものか確認することを目的とし、次の事項について検査を行う。

なお、現地において検査を行うことができない場合は、写真及び図面等の書面による検査に代えることができるものとする。

- (1) 製作工程表との照合
- (2) 艤装承認図及び必要な図面との照合
- (3) 艤装の施工状況
- (4) 前項の他、当組合が指示する事項

2 完成検査

完成検査は、宮城県運輸支局の車両登録後に当組合が指定する引渡し場所において、受注者立会いのうえ艤装並びに数量や作動状況について行うものとし、検査の結果、不備事項又は不合格品があると認められる場合は、当組合の指示する日までに改修、又は、交換を行い、再度検査を受けるものとする。

- (1) 関係書類の照合
- (2) 艤装品の規格及び数量
- (3) 艤装品の動作確認
- (4) その他当組合が指示する事項

第4章 引渡し

1 引渡期限

令和9年3月15日までに当組合へ引き渡すこと。

2 引渡場所

黒川地域行政事務組合消防本部

第5章 保守・保障

1 車両の保証期間

本車両の保証期間は、次のとおりとする。ただし、保証期間後であっても設計・制作方法及び材質不良などに起因すると考えられる問題が生じた場合は、受注者が無償にて修復するものとする。

(1) 保障

ア 艀装部分：納入後1年間

イ シヤシ：シャシメーカーの保証期間

ウ 積載品：各メーカーの保証期間

エ 取付け品：各メーカーの保証期間

オ 塗装及び錆（傷などによる錆を除く）については3年とする。

(2) 保守体制

ア 当該車両のメンテナンス体制

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は1日以内とすること。

イ 技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は1日以内とすること。

ウ メーカー技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は2日以内とすること。

エ 県内の修理工場及び代理店などで修理ができない場合には、当組合と協議し適切な対応をとること。

2 事故防止

艀装及び車両の移動に当たっては、事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は速やかに当組合に連絡すること。また、その際の被害などについて一切の責任を負うこと。

3 提出書類

受注者は、製作に先立ち契約後速やかに当組合と細部の打合せを行うものとし、必要書類を提出し当組合の承認を受けるものとする。

(1) 提出書類

ア 製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、A4判のファイルに一括綴じること。（写真は除くこと）

- イ 図面は、すべてA2判又はA3判とすること。
- ウ 外国製品については、すべて日本語に翻訳すること。
- (2) 製作承認図書類
 - 受注者は、艤装開始前に仕様書に基づく次の製作書類を速やかに3部提出し、当組合の承認を受けること。(1部は承認後返却)
 - ア 製作工程表
 - イ 製作承認図
 - (ア) 艤装外観5面図
 - (イ) 電気系統配線図
 - (ウ) 「ISO9001」、「ISO4001」登録証の写し又は写真
 - ウ その他、当組合が必要とするもの
- (3) 完成図書
 - 完成図書は、次のとおりとし、目次及び見出しを付けて編綴し、完成車納入時に提出すること。(3部)
 - ア シヤシ関係図について
 - (ア) 図面(5面図：前後、左右、上部)
 - (イ) 改造関係(キャブ取付け品その他)の図面
 - (ウ) 艤装資料
 - (エ) 諸元明細書又は詳細な仕様書
 - (オ) カタログ
 - (カ) 電気配線図(増設部)
 - イ 艤装関係図書
 - (ア) 艤装外観5面図
 - (イ) 完成車の最小回転半径の走行軌跡図
 - (ウ) 電気系統配線図(承認図に追加したもので、リレー、ヒューズ、アンペア数を明示したもの)
 - (エ) 装備品など一覧表(品名、数量、製作会社名、型式など)
 - (オ) 装備品などのカタログ又は写し(諸元明示)
 装備品などの使用油脂類一覧表(整備上必要なもの)
 - (カ) 使用電球型式など一覧表
 - (キ) 使用ブレーカー(ヒューズ)型式など一覧表
 - (ク) 自動車検査証写し
 - (ケ) その他、当組合が必要とするもの
- (4) 取扱説明書(2部)
 - ア シヤシ取扱説明書(シヤシ取付け品を含む)
 - イ 資機材及び取付け品などの取扱説明書(整備解説書を含む)
- (5) 写真(ネガ又はCD-Rなどの電子データ付)
 - ア 艤装工程写真(カラーL判程度)・・・各1部
 製作工程ごとに撮影すること。
 - イ 完成写真(カラーL判程度)
 - (ア) 緊急自動車事前届出用(前後、左右、上面撮影、車検取得前のもの)・・・各2部
 - (イ) 緊急自動車届出用(前後、左右、上面撮影、車検取得後のもの)・・・各2部

(ウ) 資機材収納部の状況・・・各1部

4 技術指導

受注者は、検収後、当組合職員に対し無償でシャシ及び資器材操作などの技術指導（安全技能講習及び点検整備講習など）を2回以上行うこと。

第6章 補則

- 1 本仕様書について、疑義又は変更せざるを得ない事項が生じた場合は当組合に速やかに連絡するとともに、綿密に協議し当組合の指示を受けるものとする。
- 2 自動車登録及びリサイクルに関する手続き並びに緊急自動車の指定に係る手続等は、受注者において行うものとする。
- 3 本仕様書に定める車種、艀装、各種申請及び検査にかかる諸費用は、自賠責保険、自動車重量税及びリサイクル手数料を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 当組合と受注者は常に信義を重んじ、本仕様書に記した内容全般における疑義及び不備に関して良心を以って協議し、変更を加え、これを解決するものとする。
- 5 載せ替え支給する無線電話装置及びAVM（株式会社ゼネラル製）の取り外し、取り付け、調整の一切の費用は受注者の負担において行うこと。
- 6 現黒川広報1号車 車両登録番号 宮城400 と 7109の一時抹消手続き、特殊装置の取り外し、表示されている名称等の全てステッカーの削除を受注者が行うこと。

別表 1 装備品及び装置

No	品名	数量	仕様規格等
1	前照灯	1 式	車両メーカー純正品
2	フォグランプ	1 式	車両メーカー純正品
3	路肩灯	1 式	車両メーカー純正品
4	室内灯	1 式	車両メーカー純正品
5	バッテリー	1 式	
6	オルタネーター	1 式	24V
7	座席	1 式	
8	車両側面ドア	1 式	
9	オートエアコン	1 式	
10	リアエアコン	1 式	
11	フロントアンダーミラー	1 式	
12	換気扇	1 式	車両メーカー純正品
13	GPS カーナビゲーション	1 式	・ HD 液晶・内装メモリ 32GB・BLUETOOTH 対応 ・ SD カード対応・USB 対応 ・ ETC2.0 対応・全国市街地図対応 ※TV映らないもの。
14	リアカメラ	1 式	車両メーカー純正品
15	ドライブレコーダー	1 式	・ HDR/WDR 対応・LED 信号対応 ・ 記録媒体 microSD カード 32GB class10
16	ETC 車載器	1 式	・ ETC2.0・音声案内カーナビ連動 ・ 内部突起対応型・アンテナ一体型 ・ 新セキュリティ対応車載器
17	タイヤ	1 式	スタッドレスタイヤ含む
18	カーテン	1 式	
19	窓ガラス	1 式	
20	搬送用台車	1 台	コールマンアウトドアワゴン (レッド)
21	車両後部扉	1 式	
22	車両後部ステップ	1 式	
23	泥除け	1 式	

2 艀装

No	品名	数量	仕様規格等
1	消防隊活動資機材用資機材積載スペース	1式	
2	LED 散光式赤色警光灯	1式	ウイレン CVS12R24 1520
3	標識灯	2式	
4	電動サイレン	1式	
5	電子サイレンアンプ	1式	大阪サイレン TSK-D152
6	LED 点滅式赤色警光灯・照明灯	1式	前面・ウイレン WIONSAMBR24 2個 バンパーサイド TLMICR24 2個 後面・ウイレンM6V2CR 2個 側面・ウイレンM6V2CR 4個 (又は同等品)
7	消防章	1式	関東式(大型用)又はシール式
8	旗用ポール	1式	
9	ABC 消火器 6型	1式	自動車用
10	AC100V 電源	1式	5口(インバーター1000w相当)
11	無線装置等	1式	ゼネラル 消防デジタル救急無線装置及びAVM装置 ・共用器・標準型ハンドセット ・トランペット型スピーカー ・アンテナ(ダイバーシチ式)
12	バッテリー充電装置	1式	外部電源から充電が可能なもの

別添図 1

